

Ⅸ 鶴岡市立櫛引南小学校 いじめ防止基本方針

平成27年2月制定 令和7年4月改訂

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、鶴岡市立櫛引南小学校のすべての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ防止」を目的に策定したものである。

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりが「いのち輝く人間」として生きることが望まれている。そのためにも、子どもたちに自他の「命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく『いのちの教育』を大切に行う必要がある。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という危機意識を持つ必要があると考える。

いじめから子どもを救うために、教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でもおこり得る」という意識を持ち、保護者・地域と連携しながら、子どもに対し指導する必要があると考える。

また、子どもには、いじめは決して許されるものではないことを常に意識させ、そして決していじめの傍観者になることなく、自分なりの行動を起こせるような思いを持たせたい。

そのためにも教職員は常に児童理解に努め、保護者・地域との信頼関係を築き情報を入手し、いかなる場合にもいじめの兆候と発生を見逃さないように努めるものである。

第1 いじめの問題に対する基本的な考え

1 基本理念

いじめは全児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であり、人権侵害に当たる問題であることについて、十分に理解できるよう指導する必要があると考える。

2 いじめの定義と態様

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめの態様＞

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。

3 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び教職員の役割・基本姿勢

- ① 自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「いじめ防止基本方針」として定める。
- ② わかる・できる授業や、一人ひとりを生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育み、児童会の取り組みなど児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

(1) いじめの「未然防止」「早期発見」「認知した場合の対処」の組織

基本方針に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「認知した場合の対処」の組織

として、「南小いじめ対策委員会」を設置し、校長が主宰する。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当担任

【南小いじめ対策委員会の役割】

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・指導や支援の体制・対応方針を決定する役割
- ・保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

（２）いじめの「重大事態発生時の対応」の組織

いじめの「重大事態発生時の対応」の組織として、教育委員会と協議の上、（１）の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け「南小いじめ対応委員会」を設置する。

【南小いじめ対応委員会の役割】

- ・いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
- ・いじめ問題に関わる聞き取り及び調査を実施する。
- ・聞き取り及び調査の結果を集約し、当該児童及び保護者に対して情報を提供する。

（３）校内研修の計画

年間計画に位置づけて、年に複数回、いじめの防止等をはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

（４）学校基本方針の策定・実施・点検・改善

学校基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを南小学校いじめ対応組織を中心に点検し、必要に応じて見直す（PDCA サイクル）。

（５）いじめの防止等のための取り組みに係る到達目標の設定

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組みの実施
- ・早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- ・校内研修の実施
- ・４月初めの職員会議（南小いじめ対策委員会）の場で取り組みに関する到達目標を協議、設定する。

（６）学校評価の設定

学校教育法、学校教育法施行規則にのっとり、学校評価ガイドラインを踏まえ、いじめ防止等のための取り組みに係る目標の達成状況について評価する。評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取り組みを改善する。

（７）学校基本方針に係る連携・参画

- ・方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得る。
- ・関係者との具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。
- ・いじめの防止等について児童の主体的・積極的な参加について定める。
- ・学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、児童の意見を取り入れる。

（８）学校基本方針の公開と説明

- ・学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- ・学校基本方針の内容を入学時・各年度の開始時期に児童、保護者、関係機関等に説明する。

5 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が連携する。いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校はその連携の中心的役割を担うようにする。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など連携が必要と判断する場合には、支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。

(2) 警察、児童相談所、医療機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。また、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携する。

(3) 楡引ブロック保小中学校等との連携

保・小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する保・小・中学校の連携の充実を図る。

第2 いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取組

全ての教員が、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質・原因・背景・具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を行い、また平素から教職員全員の共通理解を行う。
- ② 児童に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」の雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ いじめの未然防止のための授業を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施し、学校いじめ対策組織の存在及び活動が、児童に容易に認識される取り組みを行う。
- ④ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

ア 児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

イ 児童理解の努力と工夫…定期的なアンケート調査、面談、Q-U等の実施

ウ 学校外における児童の状況の把握…情報提供の呼びかけや教育相談の日の周知

エ インターネット上のいじめの防止についての指導

- ・情報モラル教育の充実とSNS利用に関する研修会の開催
- ・教員の指導力の向上のための研修
- ・家庭におけるインターネット利用のルールづくりの重要性等、保護者への啓発を図り、必要な支援を講ずる。

オ 組織として対応できる体制の整備…「南小いじめ対策委員会」の活動の充実

② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

③ 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

ア 学校における「いのちの教育」の実践…体験活動の充実、動植物との触れ合い

イ 家庭における「いのちの教育」の実践…親子の触れ合いを通じた自尊感情の高揚
動植物との触れ合い

エ 地域における「いのちの教育」の実践…ボランティア活動・交流活動への積極的参加

④ 児童会の主体的な活動の推進

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをする 것도いじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

⑤ 教員等の資質能力の向上

ア 生徒指導に関わる資質・能力の向上

自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した生徒指導を行う中で、いじめに対する指導の在り方や学級経営等について研修する機会を設定する。

イ 特別支援教育に係る研修

障がいの特性によるトラブルがいじめの原因になるのを防ぐため、適切な支援・指導ができる人材を育成する。

⑥ P T A組織を生かした取組の推進

ア 学校・家庭・地域の連携の推進

イ 家庭教育での取組

ウ 学校とP T Aが連携したインターネットトラブルに対する取組

⑦ 取り組みの成果の検証

取り組みの成果については、日常的な児童の行動状況の把握、定期的なアンケート調査、児童の欠席日数等で検証、改善し、どのような新たな取り組みを行うかについて定期的に検証する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

① いじめ加害の背景には、勉強のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。

② いじめの加害の背景には、人間関係のストレスが関わっている場合があることを踏まえ、学級等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

③ ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。

④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

⑤ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものであり、いじめられて

いる児童を孤立させ、いじめを深刻化させるため、そのような認識や発言はしない。

- ⑥ 発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び支援を行う。
- ⑦ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、支援を行う。
- ⑧ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員に対して正しい理解の促進を行い、必要に応じて学校として対応策を講ずる。
- ⑨ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、当該児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進めるなどの対応を、迅速かつ組織的にを行い、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

- ① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫
いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的に見えやすいいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していく。
- ② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。
- ③ いじめの早期発見のための対応と取組
 - いじめに対する認識
 - ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題
 - いじめを許さない学校と学級づくり
 - ・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

- ・「いじめ問題への取組点検表」（県教委）による点検の実施
- ・「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
- ・生徒指導定期調査 第1期（7月）、2期（12月）の報告に結果を反映
- ・「みなみっこアンケート」を実施（2ヶ月毎実施）

○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

○教育相談の充実

- ・保護者へ「ほんわか相談日」の設定（毎月第3金曜日）と周知

○児童会や生徒会を中心とした自主的な取組

○計画的・組織的な校内巡視の実施

○インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット使用児童や内容の把握（アンケートやチェックリスト等）
- ・インターネットパトロールの計画と実施（学校・家庭・PTA等）
- ・不適切な書き込み等については、直ちに削除し、被害の拡大を防ぐ。
- ・重大な事態に発展する恐れのあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報する。

（2）いじめに対する措置に関する取り組み

法第23条の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見したとき、あるいは、児童がいじめを受けていると思われるとき、又は通報や相談を受けたときは、速やかに南小いじめ対策委員会に対し等がいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。南小いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。なお、特に次の①～⑦に留意して取り組むようにする。

① 基本的考え方

- ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、南小いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を指導する。
- イ 学校特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、南小いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを理解する。
- ウ 加害児童に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応する。

② いじめが「解消している」状態

- ア いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」及び「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- イ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。

- ウ いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも３ヶ月を目安とする。
- エ 学校の教職員は、少なくとも３ヶ月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめの解消について判断を行う。
- オ いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、少なくとも３ヶ月の目安にかかわらず、南小いじめ対応委員会（あるいは市教育委員会）の判断により、より長期の期間を設定する。
- カ いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- キ 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、南小いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
- ク いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- ③ いじめの発見・通報を受けたときの対応
- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全は確保する。
- エ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- オ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- カ いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- キ 児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む。）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとり、児童生徒から「報告・相談しても何もしてくれない」と思われないようにする。
- ク いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ケ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく鶴岡警察署と相談して対処する。
- コ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- ア いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う場合には、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方は持たず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと

伝えるなど、自尊感情を高めるようにする。

イ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

ウ いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行った場合には、家庭訪問等により、（その日のうちに）迅速に保護者に事実関係を伝える。

エ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

オ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

カ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

キ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ク いじめられた児童生徒やその保護者への支援として、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。また、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

ケ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、いじめられた児童生徒やその保護者に、折りに触れ必要な支援を行う。

コ いじめられた児童生徒やその保護者に、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

⑤ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

ア いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行い、また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

オ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

カ いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒（学校教育法第 11 条の規定に基づき）を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見た場合には、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

イ はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒

に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものであることを、児童生徒に伝える。

オ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑦ インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を行う。また、こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

ウ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

オ 児童生徒が悩みを抱え込まないように、山形地方法務局鶴岡支局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。

カ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

（３）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

① 情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報を「南小いじめ対策委員会」に報告し、全教職員で情報を共有し、いじめ情報ネットワークを構築していく。複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。また、担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③ 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア 日記帳や保護者との連絡帳等の活用

教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握し、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。また、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

イ 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめの実態を把握するアンケート等により、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなど配慮する。また、アンケート調査により、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

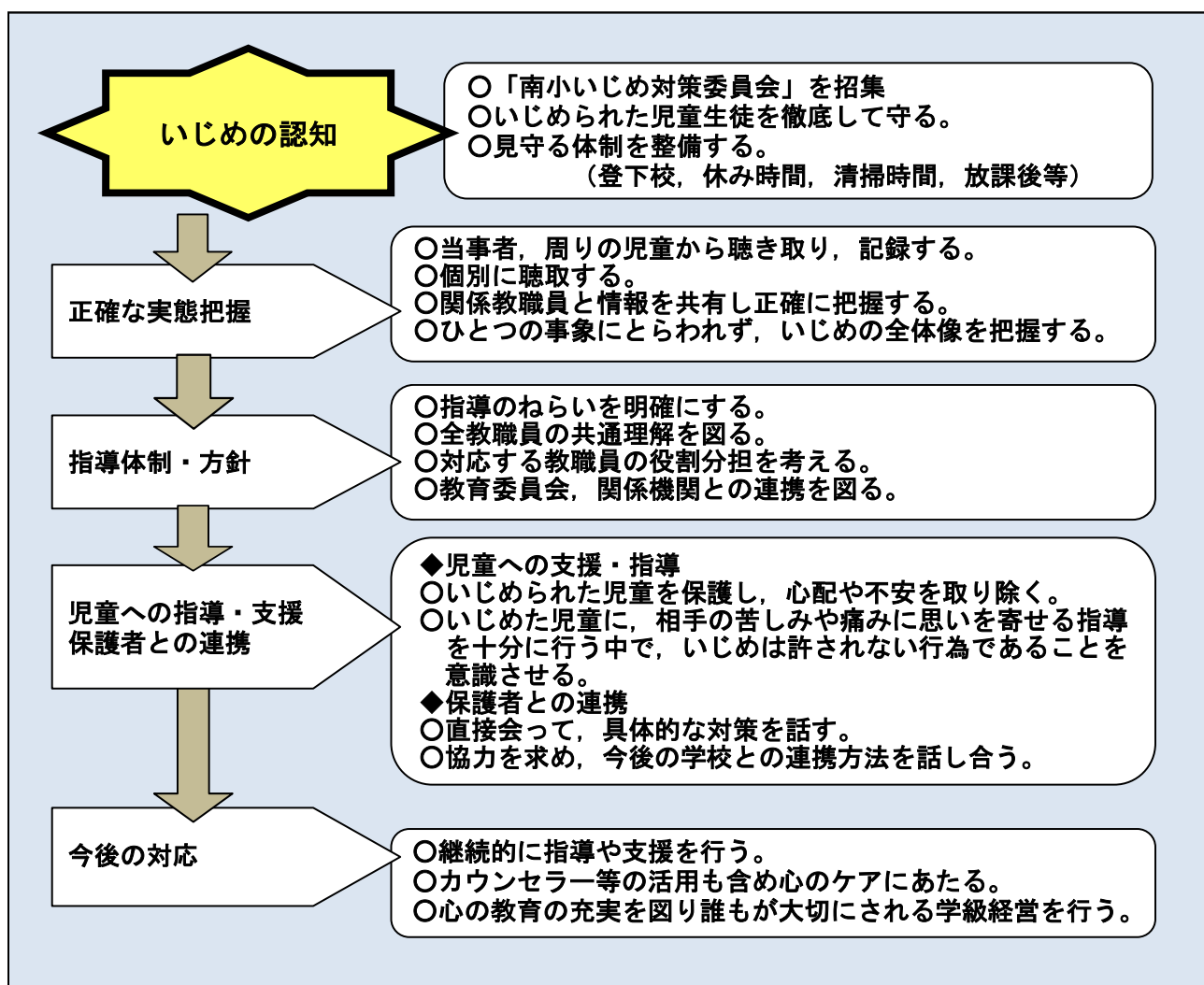
ウ 相談窓口の設置と周知

児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。いじめを認知した場合、躊躇なく「南小いじめ対策委員会」に報告し校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。いじめ対策委員会においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任

があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

① 被害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

イ いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

② 加害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③ 集団へのはたらきかけ

ア 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人ひとりの児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、いじめ対応委員会において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(4) インターネット上のいじめへの早期対応

- ① 掲示板・SNSへの不適切な書き込み内容や掲載内容の確認
- ② 掲示板・SNS等の管理者・プロバイダへの削除依頼
- ③ 警察・教育委員会等との連携
- ④ 家庭・PTA・地域との連携

第3 重大事態への対応

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態が否かを判断する。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、南小いじめ対応委員会を設置する。
- (3) 南小いじめ対応委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。
- (4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

第4 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画

(1) 教育相談体制

- ① 学担を中心に全校的な協力体制のもとに複数の目で児童理解に努め相談活動を行う。
- ② 学担と児童のきめ細やかなふれあいの中で児童の心の悩みや行動の変化をとらえる。
- ③ 保護者向けに毎月相談日を設定し、相談しやすい雰囲気をつくる。
- ④ 保護者との連携を図り、共に家庭でのよりよい子育ての方向性を探る。

(2) 活動計画

- ① 職員打合せ（金曜日）、職員会議（月1回）等での情報交換・共有の実施。
- ② 教育相談全体会（年3回）、児童理解研修会（Q U分析含む年3回）の実施。
- ③ みなみっこアンケート（隔月）いじめ調査（年2回）、ほんわか相談（毎月）の実施。

2 生徒指導体制と活動計画

(1) 生徒指導体制

- ① 校長のリーダーシップの下、育成部を中心に学校全体で統一した指導ができるよう研修を深め、共通理解を図る。
- ② 校内生活を通して、一人ひとりの児童が学校生活全般にわたって、個人及び集団生活を充実させるために、基本的な生活習慣づくりと習慣化を図る。

(2) 活動計画

- ① 学校生活のあらゆる場面で、生徒指導の3機能を生かしていく指導を行う。
- ② 児童会を中心に、学校内の問題を自分たちの問題としてとらえ、解決する力を育てる。
- ③ P T A、地域の方との連携・協力により、郊外生活の中での事故防止に努める。

年間活動計画（教育相談・生徒指導体制）

月	日	週	月	年間
4	・全教育活動における児童理解 ・家庭や地域との情報共有 ・職員室での情報交換、共有	・毎週金曜日職員打合せでの情報共有	・ほんわか相談日（第3金曜日） ・みなみっこアンケート（隔月実施）	・初発指導（講話）・ 南小いじめ対策委員会①（到達目標の設定） ・教育相談委員会①・ ・児童理解研修①
5				・教育相談全体会① ・Q-Uテスト①
6				・いじめアンケート① ・くらしのモニターアンケート ・教育相談委員会② ・南小いじめ対策委員会②（実態調査・対応）
7				・児童理解研修② ・教育相談全体会②
8				
9				・前期評価・改善 ・保護者面談（情報 収集）
10				
11				・いじめアンケート② ・学校評価アンケート ・南小いじめ対策委員会③（実態調査・対応）
12				・Q-Uテスト② ・児童理解研修③
1				・学校評価報告（保護者）
2				・教育相談委員会③・ ・教育相談全体会③ ・南小いじめ対策委員会④（評価、改善）
3	↓	↓	↓	・保護者面談

第5 校内研修

1 児童理解

- (1) 子どものことを全教職員で見守る体制を作るために、年度当初子どものことについて共通理解する研修会を実施する。また、Q Uテストの結果考察研修会やいじめアンケートの集約、毎月の職員会議等においても子どものことについて話し合う時間を作っていく。

(2) 子ども理解を推進するための一つとして市の特別支援教育研修会受講を推進していく。

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修

インターネットやSNS等の危険や情報モラルについて、鶴岡警察署生活安全課や庄内教育事務所、鶴岡市教育委員会の指導を受けて児童への指導のあり方を研修していく。

第6 学校評価と教員評価

1 学校評価

(1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

(2) 南小いじめ対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどを随時行うとともに、2月の職員会議で年間の達成状況を評価し、改善を図り、学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

学校評価において実施される教職員の自己評価の機会を活用し、教職員個々がその自己評価結果を基に、課題を把握し、その改善に向けた取組案等をまとめ、それについて校長が必要な指導・助言等を行う。

(1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価する。

(2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

第7 その他

1 基本方針の見直し・検討に関すること

この基本方針は、法令、学校経営の方針、児童や地域の実態等と照らし合わせ、見直しを行うものとする。

2 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動に関すること

地域のよさを活用した諸活動、福祉・奉仕活動、児童会活動等が、人間関係づくりや心の育成を含めたねらいにもとづき適切に実施されるよう改善に努める。